中小企業公害防止設備資金
借入れに対する利子補給制度

対象事業

１　ばい煙、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、光害などの公害を防止するために必要な施設、機械、器具、装置または工作物の購入、設置、改善または修理

２　所有するディーゼルトラックやバスの廃車に伴う同等程度の低公害車または九都県市指定低公害車への買換え

対象事業所

次の要件にいずれも該当する中小企業者
・市内に住所があり、 原則として市内の同一場所で同一事業を引き続き１年以上行っている者
・事業税と市民税を滞納していない者

利子補給の内容

融資金額の合計が２千万円以内で、令和７年１月から12月までに支払いを行った利子のうち３分の２（年利２％以内）
※ただし、償還開始の日から起算して７年以内にかかる利子に限る

申請期間

令和８年１月５日(月)から２月27日(金)まで
※土曜日・日曜日、祝日は除く

申請方法

交付申請書と交付申請書に記載されている添付書類を、市役所第二庁舎２階環境政策課窓口へ提出してください。

【申請先・お問い合わせ】
三鷹市生活環境部環境政策課
〒１８１－８５５５　三鷹市野崎一丁目１番１号
電話０４２２－２９－９６１２